

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 火の森林については、主伐は、沢伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(イ) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(ロ) 次の図一及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び鳴門市役所に備え置いて縦覧に供する。

○経済産業省告示第二十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二十六号）第二十五条第一号の規定に基づき、同法の事業を次のように指定する。

令和二年二月二十日

経済産業大臣 梶山 弘志

番号	名 称	住 所	市町村又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5291	株式会社玉屋	徳島県松江市平成町百八十二番地七	令和二年一月六日から令和三年一月五日まで
5292	株式会社大沼	山形県山形市七日町一丁目二番三十号	令和二年一月二十七日から令和三年一月二十六日まで
5293	株式会社ヤマニシ	宮城県仙台市西浜町一丁目二	令和二年一月三十一日から令和三年一月三十日まで

○農林水産省告示第三百四十四号

大臣管理地に係るくまの採捕の停止に関する省令（平成三十年農林水産省令第四十号）第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年二月二十日

農林水産大臣 江藤 拓

大臣管理地に係るくまの採捕の停止に関する省令第二項に規定する令和二年一月一日から同年三月三十一日までの期間における漁獲かつお・まぐろの漁獲及び近海かつお・まぐろの漁獲に係る三十キログラム以上のくまの採捕の数量を合計した数量が、当該期間における当該くまの漁獲に係る漁獲可能量のうち遠洋かつお・まぐろ漁獲及び近海かつお・まぐろの漁獲に係る数量を超えるおそれが著しく大きいと認め、同項に定める場合に該当する。

○国土交通省告示第十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき令和元年十月十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年二月二十日

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

型式届出番号 NV3-456 特定特殊自動車の型式 YDR-4TN 届出事業者の氏名 株式会社竹内製作所 届出事業者の住所 長野県長野市西區みなの町三丁目7番1号

○国土交通省告示第十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき令和元年十月二十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年二月二十日

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

型式届出番号 NV3-457 特定特殊自動車の型式 YDS-C7.1 届出事業者の氏名 キヤタビラージャパン 届出事業者の住所 徳島県徳島市西區みなとみらい三丁目7番1号

○国土交通省告示第十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき令和元年十月二十四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年二月二十日

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

型式届出番号 NV3-458 特定特殊自動車の型式 TCD3.6L4 届出事業者の氏名 株式会社 魚谷工業株式会社 届出事業者の住所 奈良県五條市大町町35番地

○国土交通省告示第十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき令和元年十月三十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和二年二月二十日

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

型式届出番号 NV3-455 特定特殊自動車の型式 YDS-C7.1 届出事業者の氏名 キヤタビラージャパン 届出事業者の住所 徳島県徳島市西區みなとみらい三丁目7番1号

C50R-5Aは770-1077.